

同志社大学 スポーツ健康科学会 学術集会・講演会開催内規

平成 22 年 11 月 17 日 実施

平成 22 年 12 月 22 日 改訂

1. 同志社大学 スポーツ健康科学会は、学術集会・講演会を開催(主催または共催)することができる。
2. 学会に学術集会・講演会の開催(主催または共催)の申請ができるのは以下の場合とする。
 - 1) 学会長(学部長)が運営委員会に開催を提案する。
 - 2) 運営委員会が開催を発議する。
 - 3) 学会員(役員に限る)が開催を申請する。
 - 4) 講演会等を主催する団体の代表が学会長(学部長)に共催を依頼する。
3. 申請は、所定の申請用紙を用いて行い、原則開催日の2カ月前までに申請する。申請内容の詳細および申請用紙は別途定めるが、申請者・会の名称および内容・開催日時・開催場所・招聘講演者や発表予定者・予想参加人数・予想される経費を申請するものとする。
4. すべての申請は、開催の1カ月前までに運営委員会の議決を経て決定する。
5. 講演会・シンポジウム・セミナー等の学術集会・講演会の形態は、申請内容を検討し、最終的に運営委員会で決定する。
6. 前項2. 1) および2) の場合は運営委員会が、2. 3) の場合は申請者が、学術集会・講演会の開催責任者となる。
7. 開催決定後は、申請者は速やかに開催内容の確定を行い、委員会に報告する。開催場所は、原則として同志社大学構内に会場を設けることとするが、学外に設定する場合には、申請時に前もって予定場所および学外実施の理由を報告する。
8. 運営にかかる費用は、学会予算から支出することができる。その支出基準は別に定める。
9. 開催の広報業務は、申請者が開催概要・プログラム・招聘講師等の情報の詳細を取りまとめたものを運営委員会に提出し、運営委員会が媒体を作成し、広報する。ただし、開催責任者が代行することは、これを妨げない。
10. 学術集会・講演会の運営は、開催責任者が行い、運営委員会が補助する。
11. 広報業務および学術集会・講演会の運営に必要な人材は、学会予算を用いて必要な人員を使用することができる。
12. 開催責任者は、講演会の終了後2週間以内に、学術集会・講演会の報告書(会計収支報告を含む)を所定の様式で提出するものとする。